

第 449 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和 7 年 8 月 1 日（金） 14：00～15：11

2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 5 階 共用大会議室 1

3 出席者

公益代表：甲斐委員（会長） 佐々木委員、早川委員、松本委員

労働者代表：東島委員、松尾委員、諸富委員、彌常委員、山口委員

使用者代表：狩野委員、西岡委員、浜村委員、平野委員、福母委員

事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、河野賃金室長、岩竹室長補佐、伊東賃金調査員

4 議題

- (1) 佐賀県最低賃金の改正に係る意見陳述等について
- (2) 資料について
- (3) 佐賀県最低賃金専門部会委員について
- (4) その他

○岩竹室長補佐

第 449 回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

審議に入ります前に事務局から御報告いたします。

本日は、安永会長代理が欠席されておりますが、審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願ひします。

○甲斐会長

皆様こんにちは。

それでは、ただ今から「第 449 回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、またお暑い中、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、最初に局長から御挨拶をお願いします。

○城労働局長

皆様、こんにちは。佐賀労働局長の城でございます。

審議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、今、会長からもお話しがございましたとおり、この非常に暑い中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

さて、今年度の最低賃金の改正に関わる意見につきまして、今回、公示させていただいたところ、佐賀県を始め、4つの機関団体から御意見をいただきましたので、本日の資料に添付をさせていただいているところでございます。この後、御希望される機関団体から陳述を予定させていただいておりますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

先般の 7 月 14 日に会長あて、私から本年度の最低賃金額の改正に係る諮問をさせていただきました。本来であれば、この場におきまして令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安を伝達させていただく予定でございましたが、御承知のとおり、未だ答申がなされていない状況でございます。本日、一部報道で具体的な引上げ額が明示され、中賃審において調整を現在行っているというような記事が出ましたが、本日 11 時に第 6 回の中央において目安小委員会が開催され、現在議論中ということでございますので、記事のような結論にはなってはいないということでございます。

したがいまして、本日は目安額が示されていない中の開催になりますが、委員の皆様には後日、目安額が示され次第、伝達をさせていただきたいと思います。

これからの中の審議に当たりましては、今後、中央最低賃金審議会において示される目安額、公益委員見解や小委員会報告等を十分参照した上で、諮問文にも記載をさせていただきました。各決定事項にも御配意の上、公労使の枠組みの中で法定の 3 要素に加えて、佐賀県の実情等を踏まえた調査審議をお願いいたします。

最後となりますと、最低賃金額の改定は県民の皆様から大きな関心が寄せられているところでございます。建設的かつ十分な御議論を委員の皆様方に御期待申し上げまして御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○甲斐会長

ありがとうございました。

それでは、早速ですが、議題に入りたいと思います。議事次第を御覧ください。議題（1）佐賀県最低賃金の改正に係る意見陳述等について、事務局から説明をお願いします。

○河野賃金室長

賃金室長の河野でございます。

7月14日に改正諮問を行った後、意見聴取の公示を行ったところ、4つの団体から要請書等を受け付けております。提出された要請書等につきましては、その写しを資料1に受付順に付けております。

団体名を受付順に読み上げますと、佐賀県弁護士会、佐賀県、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、佐賀県労働組合総連合、以上4つの団体から提出がございました。要請書については、後ほどお目通しをいただければと思います。

なお、要請書を御提出いただいた団体様に対しては、審議会での意見陳述の御希望についてお尋ねをしておりますけれども、希望がありましたのは、佐賀県と佐賀県労働組合総連合の2団体ということでございます。

この意見陳述につきましては、7月14日開催した本審において、全ての本審委員が聞くことができるようこの本審で行うということで御了承いただいておりますので、本日、要請書の提出順に陳述をいただきたいと思っております。

まずは、佐賀県から引馬副知事が来庁されておりますので、意見陳述をお願いしたいと思います。撮影が必要な方は、所定の場所への移動をお願いします。また撮影が終わりましたら、順次お席にお戻りください。

○甲斐会長

それでは佐賀県の引馬副知事意見陳述をお願いいたします。

○引馬副知事

皆様こんにちは。佐賀県の副知事をしております引馬でございます。

本日は、意見陳述の機会を設けていただきまして誠にありがとうございます。また、皆様方には日頃から私ども佐賀県政に大変御協力を承っております。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

では、早速ではございますが、本日の地域別最低賃金の改定審議に当たりまして、私ども佐賀県が抱えます地域課題を十分に御考慮いただきたく意見を述べさせていただきます。佐賀県は、現在あらゆる業種で深刻な人材不足に直面をいたしております。本来、佐賀県は子供が多い県でございますが、15歳未満の子供の割合が全国で長らく3位以内でございます。しかしながら、就職や進学を機に、多くの若者の皆様方が県外へ転出してしまうという大きな課題を有しております。佐賀県は、若者の県内定着に向けて、様々な取組を行っております。進学先不足による人材流出という課題に対応するため、自ら県立大学を設立するという構想もしっかり進めているところでございます。

しかしながら、佐賀県の最低賃金と隣県の福岡県や都市部の最低賃金の間には未

だ大きな差がございます。この格差は県内の人材確保を進めていく上で、私もマイナスの影響が多いと思っております。賃金の引上げが中小企業の皆様の経営に影響与えることは十分に理解をいたしております。そして、原材料やエネルギー価格の高騰など、県内の企業の皆様方が大変厳しい状況に置かれていること、これも承知をしております。県内企業の皆様は、雇用や経営時に懸命に努力をされていらっしゃいます。そこで、佐賀県といたしましては、こうした企業の皆様方をしっかりと支えるという観点から、令和5年10月から佐賀型賃金UPプロジェクトを立ち上げまして、県内中小企業の皆様に賃上げの原資、これを生み出していただくために、まずは生産性向上、収益力向上につながる様々な御支援をさせていただいております。いわばこの様な好循環を作りだしていくことが県として大変重要だと考えております。

現在はネクスト賃金UPプロジェクトといたしまして、県内中小企業の皆様の更なる収益力向上のための御支援を申し上げているところでございます。また、価格転嫁は、企業の皆様方の収益向上に大変重要な観点でございます。こちらも、しっかりと対応させていただいております。経済団体などと連携協定を締結いたしまして、事業者の皆様方の伴走支援をしっかりとやらせていただいております。企業の皆様方に寄り添った丁寧な支援で、今後も県としても賃上げをしっかり支えてまいりたいと考えております。地域別最低賃金の改定に当たりましては、このように佐賀県が抱えている地域、こちらも踏まえていただいた上で是非とも御議論を賜りたいと考えております。御審議の程、どうぞよろしくお願ひいたします。

○甲斐会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の佐賀県からの意見陳述につきまして、御意見あるいは御質問等ございませんでしょうか。

○早川委員

私から質問させていただきます。

佐賀県におきましては、国がやっている業務改善助成金のほかに佐賀県独自の助成金などで賃金アップのための側面支援をなさっておられます、昨年までの成果として取り上げるものがありましたら御紹介いただけるとありがとうございます。

○引馬副知事

御質問いただきましてありがとうございます。

まさに県独自でも、もちろん国の皆様方と御協力をさせていただきながら県としても企業の皆様方の伴走支援、支援の収益力向上、そして賃金アップに向けた道筋をつけていくことをやらせていただいております。

大変多くの企業様から本当に具体的にお声をいただいております。そのお声は冊子に掲載してお配りしまして、佐賀県でやらせていただいている多様な人材確保環境整備補助金事例集とか、中小企業の皆様の生産性向上支援補助金事例集にてお配りをしています。この中で1社、具体的なお声を頂戴したため、具体的な事例というものをお配りしたところ、多くの事業者の皆様方のお耳に届いたようで、「なるほ

ど」と、むしろこのようなときだからこそ前向きに投資をして、収益性を向上して、その原資をもって今度は実際の賃金の上昇につなげていこうと事業者の方々からおっしゃっていただいている。これを今後も伝えていくことが重要だろうと思っています。そうした声、大変多く頂戴しているところでございます。

○早川委員

ありがとうございます。中小企業の方々に届くようななかたちで情報のシェアや周知をよろしくお願ひします。

○引馬副知事

ありがとうございます。承りました。

○甲斐会長

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

○引馬副知事

機会を設けていただきましてありがとうございました。

○甲斐会長

副知事は、この後、御退席ということで、聞いております。

○引馬副知事

はい、ありがとうございました。

○甲斐会長

それでは、引き続き、佐賀県合同組合総連合から意見陳述をお願いいたします。佐賀県労働組合総連合からは、2,637通の署名の提出もありました。署名の原本につきましては、賃金室で署名数の確認を行い事務室に保管されているとのことです。それでは、意見陳述をお願いいたします。

○永尾議長

皆様、こんにちは。

佐賀県労働組合総連合、佐賀県労連の議長をしています永尾です。よろしくお願ひします。

委員の皆様には、労働者の労働条件の向上と、国民経済の健全な発展に向けて審議していただいていることに敬意を表します。

今回の賃金改定に当たっての要請文に4点のポイントを書いております。

- 1 佐賀の最低賃金を1,500円以上に引き上げること。
- 2 ひとりひとりが人間らしく暮らせる最低賃金の水準について議論を尽くすこと。
- 3 都市部への人口流出防ぐため、最低賃金の地域間格差をなくすこと。加えて最

低賃金を全国一律とする法改正を政府に求めること。

4 最低賃金の支払いを可能とするため、県内の中小企業・小規模事業所の置かれている実態をもとに、中小企業・小規模事業所の支援策を政府・関係各機関に対し求めること。

1ページは省略をしまして、その要旨は、2ページの2番のところから記載しています。2024年地域別最低賃金改定では、全国加重平均1,055円と過去最高となりました。しかし、この改定で時給が引き上がった最低賃金近傍で働く労働者からは物価高騰で食費を削っている、お米が高く、麺類にしている。病院に行けないなど深刻な声が上がっています。

資料2を御覧ください。全労連が全国27都道府県、約5万人の協力で取り組んできた最低賃金生計費資産調査によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円、時間額1,500円以上必要との結果が示され、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。私どもの佐賀県労連がコロナ禍前の2019年に実施した調査でも、最低限のいわゆる普通の生活をするには男性で月額241,972円、女性で月額242,732円、総労時間で換算してみると、男性で1,613円、女性で1,618円が必要であるという結果になりました。多くの方々は、都市部は物価が高く賃金が高いのは当たり前と思われています。しかし、同調査では、東京などの都市は、確かに家賃は高いのですが、交通網が発達していることから交通費が少なく、一方、佐賀などの地方は車がないと生活することができず、車の維持費、ガソリン代など含めれば月に3万円以上必要という結果になりました。コンビニ、ディスカウントショップがどこにでもあり、オンライン購入が当たり前の今日、食費や衣類はどこで買っても違いはありません。同じ仕事をして、同じ生活水準であれば、賃金が高く若者も多い都市へと人口が偏るのは当然です。

九州で2番目の佐賀の最低賃金でさえ、仮に月に150時間働いたとしても、月14.3万円、年収172万円です。173.8時間換算でも月16.6万円、年収199.3万円で、ここから税、社会保険料を控除すれば普通に暮らすことは難しいのが現実です。

3ページの3番のところを御覧ください。最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。ページの下にいきますが、最低賃金の地域間格差は労働者の賃金格差となっています。都道府県の平均賃金はもちろん、診療報酬・介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、医療、福祉業の所定内賃金は地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。最低賃金のうち地域間格差は、公務員賃金、生活保護、年金、保険料に至るまで制度格差の原因となっており、その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が失われ、地域経済の疲弊等を招いていきます。

昨年、中央最低審議会は一律50円の目安額としました。この目安答申に対して27の最低賃金審議会が上乗せの答申を行いました。この背景には佐賀を含むいくつのかの自治体が、人口流出や地域経済の疲弊をこれ以上放置できないと、地方最低賃金審議会に向け、格差是正とそのための最低賃金引上げを求めて声を上げ行動しており、地方自治の重要な焦点になっております。

とりわけ昨年、徳島県が目安のプラス34円の84円増という大きな変化を作りましたが、多くの審議会では目安額の上乗せも最下位にならないため、労働者の生活を支えるためのものとなっておらず、目安方式の目的が半ば喪失させられている

事態と考えています。最大 212 円と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要です。

当審議会においても、都市との格差をなくすため大幅な最低賃金の引上げと合わせ、政府に対し全国一律の最低賃金制度へ法改正を求めていただくことをお願いするものです。

4 番目については、4 ページをお開きください。最低賃金の引上げの目標を実現するためには、政府による中小企業支援の強化が欠かせないことは明らかです。政府による中小企業支援強化策が政策パッケージ案ですが、その内容は労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化を迫ることを主とするもので、国の生存権保障を責任転嫁するものを言わざるを得ません。日本企業の生産性は上がっているにもかかわらず、賃金が上げられていないのが現実です。政府として、最低賃金の引上げを掲げるならば、生産性向上、効率化、省力化を求めるのではなく、中小企業や小規模事業者が求めている社会保険料減免や、いくつかの自治体が実施している賃金引上げ分の直接補助を実施すべきです。

最後の辺りですが、物価高騰から生活を守り、物価上昇率を上回ることはもちろん、佐賀で働いていても安心して人間らしい生活ができる大幅な最低賃金の引上げと中小企業に対する支援の抜本的な強化を求める提言を出していただくことを求め、意見とします。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ただ今の意見陳述につきまして委員の皆様から御意見あるいは御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(意見、質問なし)

○甲斐会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から要望書につきまして何か補足説明等ございますか。

○河野賃金室長

はい。意見陳述を行っていただいた 2 つの団体以外の意見について、私から補足説明をさせていただきたいと思います。

まずは、佐賀県弁護士会からの宣言書についてです。主旨としましては、昨年佐賀県の最低賃金が過去最大の上げ幅で上がったけれども、依然として健康で文化的な最低限度の生活を営むには至る金額ではないので更なる引上げを求めたい、ということと、中小企業の支援策の強化を求める、というような内容でございます。

2 つ目は 5 ページになりますが、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会からの要望書ということで、この要望書に先立ちまして 7 月 14 日に全国ハイヤー・タクシー連合会が中央最低賃金審議会へ要望書の提出を行ったということでございます。これを受け、全国的にも地方最低賃金審議会へ要望書の提出を行っているということですので、この要望書の内容としては、タクシー事業に関するものになってお

ります。意見陳述までは希望されないということでしたので、書面の提出の際に事務局が確認したことを少し御紹介させていただきたいと思います。

佐賀県のバス・タクシー協会に加盟しているタクシー事業者は現在 21 社、運転手は現在 360 名いらっしゃるということでございます。高齢化が顕著に進んでおり、平均年齢は 66 歳ということです。昨年 2 社廃業しており、今年も人手不足を理由に廃業を考えている事業者がいらっしゃるということでございます。運転手が不足しているということもあり、保有車両の半分程度しか稼働しておらず、売上もコロナ禍以前の 60 から 70% くらいしか回復していないということでございました。省力化投資に関しましては、事業者の多くがおっしゃっていることは、設備投資そのものが難しいということ、それと価格転嫁に関しましては、タクシー運賃が国による認可制ですので自社努力には限界があるということ、その額についても申請から認可までに 1 年以上のタイムラグがあるため、現状の経済状況を反映したものではないことから、燃料費の高騰などの影響があるなか、タクシー事業者の経営環境は非常に厳しい、ということでございました。最低賃金審議会に対しましては、最低賃金決定の基本原則に基づいた慎重な審議をお願いしたいということでございますので、お伝えしたいと思います。以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして何か御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

○甲斐会長

それでは、次の議題に移りたいと思っているのですけれども、本来ここでは目安伝達を行う予定でしたが、本日は先ほど、局長からも御説明がありましたように目安伝達ができませんので、議事次第（2）の資料 1 で事務局から説明をお願いいたします。

○河野賃金室長

私から資料 2 および 3 について、続けて御説明をさせていただきたいと思います。少し長くなりますけれども御了承ください。

まず資料 2 を御覧ください。こちらは中賃の目安に関する小委員会で配付されたものを抜粋して作成をしております。

目次をめくっていただいて 1 ページ目を御覧ください。

こちらは、令和 7 年賃金改定状況調査の調査結果を付けてあります。調査対象は常用労働者 30 人未満の事業者ということになっております。

この結果をまとめたものが 3 ページ以降になっております。3 ページの第 1 表を御覧ください。こちらは今年の 1 月から 6 月までに賃金の引上げ、引下げを実施したか否かを事業所単位での割合を集計したものです。

表の左上の産業計、ランク計を見ていただくと、今年の 1 月から 6 月までの間に

賃金引上げを実施した事業所の割合は 49.2% になっておりまして、昨年の 42.8% より上昇しています。C ランクの計は 47.5% で、ランク別で見ますと最も低くなっています。

その右隣の列になりますけれども、「賃金の引下げを実施した事業所の割合」になります、今年の計は 0.8% ということで、C ランクも同じく 0.8%、昨年は 0.7% ということでございましたので、昨年とほぼ同水準ということになっております。

ページをめくっていただいて、4 ページ目の第 2 表を御覧ください。こちらは平均賃金の改定率を事業所単位で集計したものになっております。左下の産業計、ランク計で見ていただくと、今年の 1 月から 6 月までの間に賃金引上げを実施した事業所の平均賃金改定率が分かりますけれども、こちらが 4.7% ということで、昨年より 0.1 ポイント増加をしています。真ん中の賃金引下げを実施した事業所は -9.6% ということで、昨年の -11.1% より縮小しているということでございます。

1 番右を見てみると、改定を実施した事業所と凍結した事業所を合わせて今年の 1 月から 6 月の事業所ごとの平均賃金改定率を集計したものになりますけれども、こちらはプラス 2.2% ということになっております。

続きまして、5 ページになります。第 3 表は、賃金引上げを実施した事業所の賃金引上率の分布の特性値ということになっております。産業計、ランク計を見ていただくと、第 1 ・ 四分位数が 1.5%、中位数が 3.0%、第 3 ・ 四分位数が 5.0% と、いずれも昨年と同水準になっております。

めくっていただいて 6 ページ目の第 4 表になりますけれども、こちらは賃金の上昇率でございます。6 ページ目の第 4 表 は、男女別の内訳を示しております。第 4 表 の産業計、男女計を見てみると、ランク計の賃金上昇率は 2.5% になっております。2.5% という上昇率は、最低賃金が時間額のみで表示をされたようになった平成 14 年以降最大の水準であった、昨年の 2.3% を更に上回るものでございます。ランク別で見てみると、産業、男女計で C ランクが最も高く 3.0% になっております。

続きまして 7 ページ目になります。第 4 表 になります、一般とパート別の賃金上昇率になっております。左端の産業計、ランク計で見てみると、中段の一般労働者は 2.3%、下段のパート労働者は 2.9% になっております。ランク別で見てみると、いずれも C ランクが最も高くなっているということでございます。

めくっていただいて、次の 8 ページは第 4 表 になります。こちらは継続労働者のみを集計対象としておりまして、産業計、ランク計の賃金上昇率は 3.2% でした。ここでもランク別で最も高いのは C ランクということで、3.6% になります。

ページを飛ばしまして 12 ページを御覧ください。こちらを先ほどの第 4 表 、 のランク別賃金上昇率の推移を折れ線グラフで示したものになっております。点線から左側が第 4 表 と、右側が になっております。いずれも近年概ね上昇の傾向がある、ということと水色で示しております A ランクの上昇率が、近年縮小傾向にあることなどが分かるかと思います。

続きまして、13 ページから 14 ページには、例年付けております「生活保護と最低賃金の比較」資料になっております。13 ページ目は、下の波線グラフが生活保護水準で、生活扶助水準の人口加重平均に住宅扶助実績値を加えたものになっております。そして、上の実線が令和 5 年度の最低賃金額で、法定労働時間働いた場合の

手取額を示しております。全ての県において最低賃金が生活保護水準を上回っているということが確認できるかと思います。

ページめくっていただいて 14 ページ目、こちらは先ほどの 13 ページの最低賃金額を令和 6 年度の数字に更新したものということになっております。こちらも全ての都道府県において最低賃金額が生活保護水準を上回っていることが確認できるかと思います。

続きまして、15 ページ目については、47 都道府県について、最低賃金と生活保護水準の最新の乖離額とその乖離額の変動についての要因分析をしたものということになっております。

続いては、地域別最低賃金額の未満率と影響率のランク別、県別の資料になります。16 ページは、「最低賃金に関する基礎調査」によるものでございまして、原則 30 人未満の小規模事業所が対象で、過去 10 年の数字を表にしたものでございます。

1 番右端の 2024 年度の未満率については、昨年から大きな変化はございませんが、その一方で、影響率をランク別に見てみると、A ランクが 22.0%、B ランクが 23.5%、C ランクが 25.6% ということで、特に C ランクにおいて影響率が高まっているということが確認できるかと思います。

続いて 17 ページ目になります。こちらも基礎調査をもとにしたもので、原則 30 人未満の事業所を対象にした都道府県別の影響率と未満率になっております。上の波線は影響率、下の実線が未満率でございます。佐賀県は、未満率が 1.1% と全国平均を下回り、影響率が全国平均の 23.2% をわずかに上回る 24.3% でございました。

ページをめくっていただいて、18 ページのグラフになりますけれども、こちらは賃金構造基本統計調査をもとにしたものになっております。こちらの調査では、5 人以上の事業所が対象となりまして、佐賀を見てみると未満率は 1.9%、影響率は 8% ということで、ともに全国平均を下回っておりました。

続いて、19 ページ以降は、「足下の経済状況に関する補足資料」をつけておりますが、目安小委員会で出されたものの抜粋となっております。

めくっていただいて、20 ページ目は、「内閣府の月例経済報告」の 2025 年 1 月から 6 までの基調判断の推移を表にしたものでございます。

続いての統計資料の説明については一部省略をさせていただきまして、35 ページ目を御覧ください。こちらは財務省の「法人企業統計」によるものでございますけれども、企業規模別の労働分配率を示したものでございます。労働分配率は直近では低下をしておりますけれども、資本規模が小さい企業ほど高い割合で推移をしているということが分かるかと思います。

資料めくっていただいて、36 ページ以降に消費者物価指数の動向をお示ししております。

38 ページのグラフは、2025 年 6 月の消費者物価指数をお示ししたものになっております。6 月の消費者物価指数の総合はプラス 3.3% ということで、持家の帰属家賃を除く総合はプラス 3.8% になっております。

続いて、39 ページのグラフを見ていただくと、主な項目別の寄与度が分かりますが、こちらで見ていただくと「生鮮食品を除く食料」が 2.3% で、最も大きくなっていることが確認できるかと思います。

次に 43 ページですが、こちらは、2024 年 10 月から今年の 6 月までの消費者物価指数の対前年上昇率の推移でございます。全国平均は 3.9%ですが、C ランクは最も高く 4.1%でございます。

また、資料をめくっていただいて 45 ページは、食料関係の消費者物価指数の対前年上昇率の推移を示したもので、食料品全体の平均でいくと 6.4%ということで、表の一番下に示しております「持家の帰属家賃除く総合」を上回って推移をしているということが確認できるかと思います。

そして、資料飛びまして 51 ページ以降には、昨年度の最低賃金引上げ後の状況に関する資料を付けてあります。昨年度、最低賃金が引上げられた後の影響についてランク別に各種の指標をお示ししたものになっておりますので御参考にしていただければと思います。

また、64 ページ以降につきましては、目安小委員会で追加資料として提出されたものになりますので、こちらも御参考にしていただければと思います。

69 ページ以降は、各種統計資料のランク別、都道府県別でお示しした資料になっておりますので、こちらも審議の参考にしていただければと思います。

続きまして、資料の 3 です。佐賀県労働局賃金室で作成した資料についても説明を続けてさせていただきたいと思います。

資料 3 の 1 ページ目を御覧ください。1 ページ目については、全国の「最低賃金履行確保を主眼とする監督指導結果」についてです。違反率については近年、大きな変化はなく 10% 前後で推移をしております。最低賃金に関する認識状況については、「適用される金額を知っている」割合が年々増加傾向にあるということ、また、最低賃金未満の労働者の比率は減少傾向にあるということ、が分かるかと思います。

資料めくっていただいて、2 ページ目は、佐賀局における「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」をまとめたものになっております。違反率については、令和 4 年以降 10% 未満で推移をしております。

次に 3 ページ目は、佐賀労働局職業安定部が公表しております、2025 年 6 月での職業別の求人賃金の一覧を付けております。1 番上の職業計が全職業の平均値になっておりまして、右側を見ていただくとパートの求人賃金の上限が 1,170 円、下限が 1,078 円となっております。

続きまして、4 ページ以降は、中小企業への賃上げ支援施策に関する資料を付けております。4 ページ目から 7 ページ目は厚生労働省のほか、中小企業庁などが行う施策一覧になっておりまして、相談窓口を含めて御案内をしているということでございます。

8 ページ及び 9 ページ目は、厚生労働省の賃上げに向けた各種支援をまとめた賃上げ支援助成金パッケージの概要でございます。

めくっていただいて、10 ページ目は、佐賀労働局における、平成 27 年から令和 6 年までの業務改善助成金の交付決定の実績になっております。交付決定件数は、令和 4 年度の 32 件から令和 5 年度の 113 件、令和 6 年度 209 件と大幅に増加したところでございます。

下の辺りの、産業分類別でみますと、多い順に宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉業、卸売業・小売業、製造業となっております。今年度も引き続き業務改善助

成金の周知・広報に努めているというところでございます。

続いて 12 ページ以降は、佐賀県の支援策でございます。さきほど副知事からも御案内がありましたけれども、県の支援の実績をまとめていただいているのでここで御紹介をしたいと思います。

12 ページです。県内の中小企業の収益力向上や賃金の引上げを支援するために令和 5 年から「佐賀県型賃金 UP 支援チーム」を立ち上げたということで、経営課題解決のためのサポートや助成金の申請手続きの支援、各種セミナーの開催というを行っているということでございまして、下の方には年度ごとの支援実績の数字もまとめていただいております。

13 ページは、「佐賀型賃金 UP 支援補助金」の実績でございます。こちらの補助金現在 4 弾目ということで、それぞれの申請件数と採択数、交付決定額が一覧になっておりまして、下の方には活用例や企業からの声というのもまとめていただいておりますので御参考にしてください。

めくっていただきて、14 ページ目は、「価格転嫁伴走支援プロジェクト」の実績でして、こちらは昨年度からの取組ということで、昨年度は 75 社に対して述べ 263 回専門家を派遣したということでございます。実際に価格転嫁に進展したのは 46 件ということで、進展率は 61.3%。今年度も第 2 弾が実行されておりまして、既に 63 社からの申し込みがあるということでございます。

次に 16 ページ以降は九州経済産業局の価格転嫁の取組についての御紹介ということで付けております。まずは 16 ページ目にありますように、経済産業局としては 3 つの柱で賃上げに取り組んでいるということでして、一つ目は法律強化、二つ目は生産性の向上・省力化投資のための補助金、そして三つ目は成長を加速化するための補助金の新設ということで、昨年を上回る規模で中小企業の稼ぐ力を強化している、ということでございました。

実際の価格転嫁の状況としましては 18 ページ以降にまとめられておりまして、今年 3 月に実施した「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果の概要が記載されております。価格転嫁の状況については、全体としては改善しているということが確認できるかと思いますが、転嫁できる企業と転嫁できない企業の二極化しているという状況ですとか、サプライチェーンの各段階で見てみると、取引段階が深くなるにつれて価格転嫁割合が低くなるというような傾向がみられることから、転嫁が困難な企業への支援がより一層重要であるということ、また、官公需における価格転嫁率は 19 ページ下に記載がございますけれども、転嫁率は 52.3% になっているということ、そして、取引代金の支払条件について 21 ページに記載がございますけれども、現金の占める割合が約 8 割であること、支払手数料負担は約 7 割弱が発注者側が負担していることが確認できるかと思います。

続きまして、25 ページ以降は、公正取引委員会の資料になっております。いわゆる改正「下請法」が、来年 1 月 1 日から施行されますので、その改正事項の概要が 26 ページに示されております。具体的には、協議を適切に行わない代金額の決定禁止をはじめとして、手形払いの禁止であるとか、物流問題への対応のための運送委託を本法の対象取引へ追加すること、適用基準の拡大や用語の見直しなどがございます。

また、29 ページ目の下には、令和 6 年度の価格転嫁円滑化の取組に関する、特別

調査の結果について、全国と九州の数字がまとめてありますので御参考にしていただけれどと思います。

続いて、30 ページになります。こちらは生活保護と最低賃金の比較について算定をしたものでございまして、詳細の説明については省略させていただきますが、31 ページの末尾に記載しているとおり、佐賀県の最低賃金が生活保護の水準を上回っているということが確認できるかと思います。

最後になりますが、32 ページ目に、今年度の最低賃金に関する基礎調査結果から作成をしました影響率の表を付けております。1 番上の欄で、引上げ後の時間額を見ていただきますと、下に順に引上額、引上率、未満労働者数、影響率が確認できる、というような表になっております。

34 ページ以降は、32 ページと 33 ページの表のもとになっております、今年の基調査の総括表となっております。

駆け足になりましたけれども、私からの説明は以上になります。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、たくさんの資料でしたので、何か御意見・御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがですか。

○早川委員

質問です。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025」改訂版についてですが、以前頂いた資料の 26 ページに各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的ななかたちで売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことが交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに関する中小企業、小規模事業者を大胆に後押しするとの文言があり、本日、配付の資料がないということでした。これについて今進んでいる中央の審議会あるいは、具体的にどういう方向性でいくのかというのは、今、具体化されたものが出ていますでしょうか。といいますのも、労働局長からの答申において、この文章を参考にするという旨のものが答申に盛り込まれていたと思いますが、その関連でこの具体化というのが政府でなされていくのか、なされていればどういうことが現れているか、あるいは全く明らかにはなっていない状況なのか教えていただければと思います。

○河野賃金室長

結論から申し上げると、全く降りて来てないという状況でございます。申し訳ありません。

○早川委員

ありがとうございます。

○城労働局長

降りて来ていませんが、そのグランドデザインには配慮するような文言だけではなく、やはり最低賃金を決める上で地域の実情に応じて決める必要もあるとも書いてあったと思うのですが、そういうものに配慮して審議をお願いします、ということでございます。先ほども申し上げましたように、目安額が示されてそれに応じて各都道府県において、それにプラスして金額を決定した場合にはどうするかという支援策の具体的なものについては、今後の検討になろうかと思います。

○早川委員

ありがとうございます。

目安額が今のところまだ明確になっていないなかで、もし目安額を上回る場合はどうなのかという、こちらに今、書かれておりましたので、今後情報を把握されまししたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○甲斐会長

ほかに何かございますか。

それでは、次に進みます。まずは、次の議題（3）になります。佐賀県最低賃金専門部会の委員についてということで、委員の人選の状況について事務局から説明をお願いします。

○河野賃金室長

資料の4を御覧ください。こちらに付けております佐賀県最低賃金審議会佐賀県最低賃金専門部会の委員の名簿を御覧いただきたいと思います。

今年の専門部会の委員は、公益代表委員に甲斐委員、早川委員、安永委員を任命させていただきまして、労働者代表委員につきましては推薦によりまして、松尾委員、諸富委員、彌常委員に、使用者代表委員には同じく推薦によりまして、西岡委員、平野委員、福母委員を任命させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。辞令はお手元にお配りしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。以上です。

○甲斐会長

ただ今の御説明につきまして御質問、御意見はよろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

○甲斐会長

それでは、最低賃金審議会令第6条第5項によりますと、審議会はあらかじめその議決するところにより最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができますと定められておりますけれども、従来から佐賀県最低賃金の審議においては同法を適用せずに、専門部会で審議していただいたものを本審議会で議決するということで進めておりますけれども、本年度もそのように進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長

それではそのように進めさせていただきたいと思います。

では、以上ですけれども、その他として事務局から何かございますか。

○河野賃金室長

今後の審議の日程について御説明をしたいと思います。

資料2の2ページ目を御覧ください。この予定表には記載はございませんけれども、本日は目安伝達ができませんでしたので、先日の本審で協議をさせていただきましたとおり、8月5日(火)の午後1時からこの大会議室で本審を開催して、目安伝達を行う予定としてあります。ただ、今後の日程はどう流れるかというのが分かりませんので、8月5日午前中までに目安が示されれば、先ほど申し上げた8月5日午後1時から本審を開催したいと思います。

もし、午前中に目安が示されなかった場合については、新たに日程の調整をさせていただきたいと思いますので、委員の皆様におかれましては、審議終了後もこの場にお残りいただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○甲斐会長

今の件につきまして、中央賃金審議会の小委員会の進行状況について申し上げると、本日は目安が出なかったということです。それで5日までには出るだろうという前提で予定を組んでおりましたけれども、まだはっきりと分からぬところがあるので、もし5日までに間に合わなければどうするのか、という日程調整につきまして、この会議の後に皆様の御意見を聞いて、日程調整をしておきたいという事務局の提案です。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○河野賃金室長

ありがとうございます。

続いて、専門部会の日程について説明をさせていただきたいと思います。

専門部会については、第1回が8月5日(火)午後1時半からで、予定どおり行うことにしております。第2回専門部会は8月7日(木)午後1時半から、第3回専門部会は8月8日(金)午後1時半から開催予定にしております。第3回専門部会までに議論がまとまらない場合の予備日としまして、8月19日(火)午前10時と、8月20日(水)午前10時を設定しております。

専門部会委員ではない本審の委員の皆様方に対しまして、8月8日の専門部会が終了後に、事務局から電話にてご連絡を差し上げます。8月8日に議論がまとまった場合については、同日の午後4時を目途に本審を開催したいと思いますので、御参考の程、よろしくお願ひいたします。8月8日に議論がまとまらなかつた場合については、予備日である8月19日(火)午前10時、それと8月20日(水)午前10時に専門部会を開催するということでございます。議論がまとまり次第、19日午

後 2 時及び 20 日の午後 3 時から本審を開催し、本審で答申を行いますので日程の確保をよろしくお願ひ申しあげます。

続きまして、3 ページ目です。3 ページ目には、令和 7 年度の答申の公示別最短効力発生予定の一覧を付けております。例えば、8 月 8 日又は 19 日、20 日に答申をし、当日に公示をすれば、意義申出や官報公示などの必要期間を経て、最短で 10 月 4 日、又は 10 月 18 日に発効できるという流れになっております。

それと、補足でございますけれども、公示の日から起算をして 30 日を経過した日以降の特定日を指定した場合については、指定日発効も可能であるということも申し添えさせていただきたいと思います。

以上、タイトな日程ではございますけれども、今後の審議の参考にしていただければと思います。私からは以上です。

○甲斐会長

ただ今御説明がありましたように、審議会の開催日程を御覧いただいて、今一度、確認をしていただければと思います。

専門部会のメンバーであれば専門部会の後に審議会がありますが、本審のみの委員の皆様につきましては、流動的なところがありますよね。審議会を開催しようと思っていたけれども結審まで至らなかったという日があると思います。定足数の問題もございますのでどこで開催されても出席していかなければならないというか、出席していただきたいと思います。その点につきまして、しっかり確認をお願いして御協力いただければと思っています。

それでは、ほかに何か日程等でも構いませんけれども御質問等ございますか。

(質問、異議なし)

○甲斐会長

よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会はこれで終了したいと思います。

今日の議事録の署名につきましては、労働者側は松尾委員、使用者側は西岡委員にお願いいたします。それでは、どうも御協力ありがとうございました。

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
